

○南丹市医療対策審議会条例

平成19年10月1日

条例第30号

改正 平成23年3月25日条例第4号

平成30年12月25日条例第34号

平成30年12月25日条例第35号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、南丹市医療対策審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、南丹市における総合的な医療等のあり方について調査、審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 保健、医療及び福祉の関係者
- (2) 公共的団体等の代表者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠による委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員総数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、福祉事務所において処理する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年3月25日条例第4号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成30年12月25日条例第34号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(平成30年12月25日条例第35号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例により改正した南丹市の森林を考える会条例、南丹市建設事業等執行審議会条例、南丹市水道審議会条例、南丹市総合振興計画審議会条例、南丹市医療対策審議会条例、南丹市公有財産の利活用及び処分等に関する検討委員会条例、南丹市農業振興推進協議会条例、南丹市公共事業再評価審査委員会条例及び南丹市消防委員会条例の規定は、この条例の施行の日以後に委嘱又は任命される委員について適用し、同日前に委嘱又は任命された委員については、なお従前の例による。